

令和2年4月1日

一般事業主行動計画

医療法人社団 慈朋会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にする

女性職員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- ・令和2年4月～ 男性職員も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は制度の周知

目標2 小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
説明会等による職員への短時間勤務制度の周知

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 年次有給休暇取得促進のための措置の実施

<対策>

- ・令和2年4月～ 計画表等による取得管理を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。